

徳島県インターンシップ交通費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県経営者協会が、徳島県内での就職を希望する徳島県外在住者（以下、「県内就職希望者」という。）の県内就職を支援するため、インターンシップ参加者に交通費を支給した県内企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内就職希望者 徳島県内での就職を希望する徳島県外に在住する者をいう。
- (2) 県内企業 徳島県内に就業場所となる事業所等を開設している企業をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) インターンシップ 県内事業所等において行う就業体験をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、県内企業であり、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 県内就職希望者を対象としたインターンシップを徳島県内で実施する者。
- (2) インターンシップに参加する県内就職希望者（以下、「助成対象者」という。）にインターンシップ実施場所までの交通費を支給する者。
- (3) 徳島県インターンシップ実施企業リストに掲載及び徳島県が管理・運営する就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に企業登録のある企業であること。
- (4) 雇用保険適用事業所であること。
- (5) 労働保険料を滞納していないこと。
- (6) 県税及び国税に未納がないこと。
- (7) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (8) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、自己の組織の役員等が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でなく、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するのではないこと。
- (10) 交付申請日又は交付決定日の時点で倒産していないこと。

(補助金の交付の対象となる経費及びその限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、インターンシップを実施した日から起算して30日を経過する日またはインターンシップを実施した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、徳島県経営者協会に提出しなければならない。

（併給調整）

第6条 徳島県経営者協会は、補助金の交付を申請した者が、補助金の対象となる経費に対して、国又は地方公共団体その他団体等から助成等を受けた場合又は助成等を受けることが明らかな場合は、補助金を交付しないものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 徳島県経営者協会は、第5条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、当該通知受領後に申請の取下げをしようとするときは、交付決定通知を受領した日から15日以内に補助金交付申請取下書（第4号様式）を徳島県経営者協会に提出して、申請の取下げをすることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の支払い）

第9条 徳島県経営者協会は、第7条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 徳島県経営者協会は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 補助対象者は、補助金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

（書類の保管）

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業を円滑かつ適正に執行するために必要な事項は、別に定めることができるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費	補助対象者が助成対象者に支給したインターンシップ実施場所までの往復の交通費で、県外住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で移動する際に要した経費（鉄道（グリーン料金を除く）、高速バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）とする。
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者1人につき10,000円を限度とする。 ②1社あたり50,000円を限度とする。 ③同一補助対象者に対する補助金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ①交通費支給者一覧（様式2号） ②インターンシップ交通費受領確認書（様式3号） ③交通費の支払いを証する書類（領収書原本） ④助成対象者の現住所を証明する書類（公共料金領収書の写し等）